

原子力委員会 政策評価部会（第11回） 議事録

1. 日 時 2007年1月29日（月）10:00～12:15
2. 場 所 虎の門三井ビル2階 原子力安全委員会第1、2会議室
3. 出席者 近藤部会長、浅田（浄）委員、浅田（正）委員、伊藤委員、鈴木委員、
田中（俊）委員、田中（亨）委員、広瀬委員、松田委員
秋山信将 財団法人日本国際問題研究所主任研究員
内藤 香 財団法人核物質管理センター専務理事
内閣府 黒木参事官、牧野企画官、中島補佐、西田補佐
4. 議 題
 - (1) 平和利用の担保に関する評価報告（案）について
 - (2) 核不拡散体制の維持・強化に関する関係行政機関等からのヒアリング
 - ①外務省
 - ②文部科学省、（独）日本原子力研究開発機構
 - ③経済産業省
 - (3) 取組状況を踏まえた評価についての議論
 - (4) その他
5. 配布資料
 - 資料第1号 原子力政策大綱に示している原子力の平和利用の担保に関する基本的考
え方の妥当性の評価について（案）
 - 資料第2号 「核不拡散体制の維持・強化」核軍縮・核不拡散体制の現状と我が国の
取組（外務省）
 - 資料第3-1号 日本原子力研究会開発機構における核不拡散関係の政策研究と人材育成
等について（日本原子力研究開発機構）
 - 資料第3-2号 GNEPの概要及び文部科学省の協力について（文部科学省）
 - 資料第3-3号 強い核拡散抵抗性を有するPuを生成する革新的原子炉技術開発（文部

科学省)

資料第 4 号 核関連貨物・技術の輸出管理について (経済産業省)

資料第 5 号 原子力委員会 政策評価部会 (第 10 回) 議事録

(近藤部会長) それでは、時間になりましたので、第11回政策評価部会を始めさせていただきます。

まずは、原子力委員が法律上は全員入れかわりましたことをお知らせします。なお、私は引き続き原子力委員長をおおせつかりましたので、この部会の座長を続けさせていただきます。新任の広瀬委員はこれまでも専門委員でしたので引き続きということになります。伊藤委員、田中委員、松田委員は新たなメンバーということになります。よろしくお願いします。

それから、きょうは日本国際問題研究所の秋山信将さんと、それから核物質管理センター専務理事の内藤香さんに有識者としてご出席いただいていますので、よろしくお願いします。

さて、本日の議題でございますが、前回、12月の部会におきましては、昨年9月以降審議してきました平和利用の担保に関する取組の評価に併せて、核不拡散体制の維持・強化に関する取組の評価をも行うこととして、そのスコープなどをご議論いただきましたので、本日は、これに続いて、前者については評価書のとりまとめを、後者については関係機関の取組についてヒアリングを行うことにしていますので、よろしくお願いします。なお、本日の配布資料は1号から5号まで7点をお手元に積んでありますので、ご確認ください。

では、最初の議題。平和利用の担保に関する評価についてです。前回評価書素案をお出し、ご議論をいただきましたところを踏まえて修正し、皆様のお手元にこんなことでいかというところでお送りし、さらにご意見を頂戴し、それを踏まえて更に修正を加えたものが資料第1号です。これについても、すでにお送りしてありますので、目を通されていると思いますところ、事務局から修正箇所を中心に説明を受け、ご議論をお願いすることにします。

では、事務局、どうぞ。

(黒木参事官) それでは、資料第1号でございますが、もう大体目を通しておられるかもしれませんが、ご説明させていただきます。

1枚めくってゼロページですが、目次の中に平和利用の担保に加えて、核不拡散体制の維持・強化に関する項目をページに入れております。

それから、1ページ目の「はじめに」というところで、これは既に原子力の安全にかかわる評価は終わっておりますので、大体それと同じようなことが書いてございまして、大綱が何を書いていかというのを第1、第2パラグラフに書いて、第3パラグラフで、大綱の中で政策評価について書いていますということが書いてございます。2ページ目の第1パラグラフには、「政策評価部会を設置」したこと、第2パラグラフには、今回の「平和利用の担保」、それから、網かけで書いてございますが「核不拡散体制の維持・強化」について評価

するというを加えてございます。ちなみにこの資料の下線を書いておりますところが前回の部会からの主な変更点、網かけ部分が核不拡散体制の維持・強化に関する箇所ということで書いております。

3 ページ目、第2章で「評価作業」ということで、部会でどのような作業をやってきたということを加えさせていただきました。(1)の「関係行政機関等の取組状況の把握」ということで、内閣府がヒアリングを行った対象機関を記載しています。(2)で「ご意見を聴く会」の開催ということ、新潟で行った会議の内容を書いてございます。その上で、(3)の「評価の取りまとめ」ということで、考え方を記載しております。

5 ページ目以降が、今回の「評価の結果」ということでまとめたものであります。下線部分を書き足して記載しておるところでございます。5 ページ目以降は「我が国の法規制及び国際的な枠組みに基づいた原子力の平和利用の担保」ということで、評価の視点というのが書いてあります。

6 ページ目ではありますが、経産省等で行われております事業許可、平和目的の審査が認可の際に行われるわけですけれども、ここの部分を追加して記載しております。

7 ページは、日本原子力研究開発機構の保障措置システムの構築や施設における計量管理上の課題解決などに関する取組などを加えてございます。

8 ページ後段は、「ご意見を聴く会」でのご意見に対する対応ということ、IAEA に対する交渉で対応していくことなどを記載してございます。

9 ページ目でございますが、「情報漏えい対策」について、核物質防護にかかる省令等の義務規定を遵守するための対策を実施していますとあります。

10 ページ目ではありますが、国の、効果的・効率的な保障措置体制に向けた検討継続のことや、それから我が国の保障措置活動について、事業者も含めた関係事業者における担当者が適切な知識と経験を有し、IAEA の職員の活動状態や国の査察官に関する技術研究等も含めて、さらに、11 ページ以降には核物質管理センターにおける取組、それから事業者における取組を記載してございます。

その後、文部科学省における諸問題の検討や保障措置活動の質の向上について、IAEA との定期的な協議なども含めて、対応を図っているということを書いております。

それから、11 ページの後段は、ご意見を聴く会でも劣化ウランについての質問がございましたので、それに対するコメントの中で、劣化ウランについては核燃料物質として国の許可などを得ないといけないというようなこと、それから保障措置下に置かれていることなど

を記載しております。

12ページは、「国内関係者間の意識共有及び国民への情報発信」についてでございます。主な取り組みとして、原子力委員会のことが抜けておりましたので、抗議声明の発表や国際会議やホームページを通じての情報発信活動について記載しております。

13ページ、核物質管理センターでの保障措置セミナー等の活動が書いてあります。

14ページ以降に、意見に対する回答・コメントということで記載しておりますが、特に⑧の経営層から現場に至るまで、平和利用担保に関わってくるべく対応が必要ということにつきましては、その意見に対するコメントということで、「作業標準的なものを用意することが重要である」と前回の議論結果も含めた記載をしております。

15ページに、さらに教育に関するご意見に対してコメントを記載しています。評価といたしまして、「核不拡散の担保としての保障措置活動の重要性の認識を深め、実効性のある取組を行うことが重要である」ということを記載しております。

15ページの下から「国際社会に対する発信」と続く項が書いてございます。16ページに「関係行政機関等の主な取り組み」の中で、核不拡散協議などについて記載してございますが、この網かけを記載しておりますところは、今後、これからまとめます核不拡散に対する評価などと一緒に、項目として今後そちらの方と整理をしたいというふうに考えております。

それから、17ページの後段から18ページにかけては、ご意見に対する回答が入っている部分でございますが、ここも網線部分は最後に「核不拡散体制の維持・強化」などの国際的取組のところで整理する方向で考えております。

ページ少し飛びまして、21ページ以降に、本日からお話いただきます核不拡散に関する技術の政策評価の項目、既に私どもが聞いております事項をまとめております。今後、最終的には今日のヒアリングが終わった段階で、順次それぞれまた見ていただくということになるかと思っております。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。

どなたか、ありませんか。

もうコメントを尽くしたということでしょうかね。では私から一つ。議論のセクションでこの評価作業で、御意見を聴く会の場も含めてですが、いただいた御意見のうち、私どもの

考え方を述べるべきと考えるものについては、「意見に対するコメント」という見出しで間が方を示しているのですが、この書き方がいいのかどうか、この席でのやりとりとして述べたところも多いので、議論の一部として他の意見と同列に扱っていいのではないかと思ったりもします。たまたま、安全分野の取組の評価書では、過去に議論された点についての御意見があったときには、その議論の要約を示すことが親切ということでそうしたのですが、この分野についてもそうする必要があるのであるのかということです。

また、それぞれのセクションの「評価」の部分。これがいわば部会としての意見ですので、ここについては、共同責任ということで、ご確認をお願いしたいと思います。特に、保障措置に関わる知識経営といいますか、関係者がそれに関する装置やアクションのもつ意義についての認識を維持していくための取組のあり方、これについては、新潟で開催したご意見を聴く会でいただいたご意見に触発されてこの部会でもご議論をいただき、その後いくつか調査もして10ページ後半からのところに、いろいろな関係者、現場から経営者、国などの公的機関、それから技術開発の現場などのそれぞれに課題があるというか、心して取り組むべきことがあるという認識を書き込んだのですが、評価としては、12ページにあるように、関係者が問題意識を共有して、それぞれの責任を果たしてゆくということが保障措置活動の効果・効率化には必要でありますとしていますが、これでいいか。

それから、やや似たことでありますが、14ページの⑧、鈴木委員からの問題提起に係る原子力の平和利用に関わる問題意識の共有に関する取組について先ほどの10ページと同じようなことをコメントしていますが、ここはそうした経営方針を現場に展開していく具体的な取組として、現場で適切な行動が取られるように作業標準を準備したらという意見まで示し、これを評価でも採用しているのですが、評価を超えているかもしれません。いかがですか。ご発言がないが、よろしいということですか。皆さん、うなずいておられますが、あるいはエンジンがかからないのかもしれないので、これについて後刻ご発言をいただいてもかまわないということで、次の議題にまいりましょうか、よろしいですか。

それでは、議題2にまいりたいと思います。議題2は、「核不拡散体制の維持・強化に関する関係行政機関等からのヒアリング」ということをございます。今日は、外務省、文部科学省、経済産業省のその都度の説明に関する質疑と議論をしていくということで作業を進め、その後、いろいろな項目の評価を全体としてどうまとめるかということについて討議をしていきたいと思います。

それではまず外務省にご説明をお願いします。今西さん、小溝さん、孫崎さん、よろしく

お願いします。

(今西首席事務官) おはようございます。外務省軍備管理軍縮課の首席事務官の今西と申します。よろしく願いいたします。

きょうは3つ、NPTの三本柱、軍縮と核不拡散と、それから原子力の平和利用それぞれを分けてご説明いたします。

資料でございますが、1ページ目に大量破壊兵器及びその運搬手段等の軍縮不拡散の現状ということで、核以外にもこのようにいろいろな兵器がございます。化学兵器、生物兵器これらを合わせて大量破壊兵器というふうに総称しておりますし、それらを運ぶ運搬手段としてのミサイル、それから、大量破壊兵器のような破壊力は持ちませんが、小型武器や対人地雷といった通常兵器がございまして、それぞれにそういった兵器を規制ないしは廃止をしていこうという軍縮の条約、あるいは国際的な文書、あるいは核不拡散のための輸出管理のレジームが書いてあります。それから、最近ですと大量破壊兵器に関するPSIという新しい拡散に対する国際的な規制の取り組みがございます。

では、軍縮に関して詳しくご説明させていただきます。

まず、2ページ目でございます。いろいろな兵器がございますけれども、とりわけやはりその兵器の中でも殺傷力、破壊力がある核兵器の軍縮が中心的な課題であるということは、言うまでもありません。それから、その枠組みとしては、NPT、核兵器不拡散条約というのがございます。その中で、我が国として軍縮にいかに取り組んでいくかということが2ページ目に書いてございますが、まず1つは、核廃絶決議ということで、1994年以来毎年ですけれども、核廃絶への具体的な道筋を示した決議案を国連総会に提出しております。これは日本が中心的になって文書をつくって、具体的な核廃絶に向ける取り組み、どのような措置が必要かということに記載して、国連加盟は191国でございますけれども、大体160カ国前後の支持を得て、毎年採択をいただいております。昨年12月に167カ国という支持をいただきました。

それから、2番目に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効というのが、核廃絶決議の中にも記載してございますけれども、具体的な取り組みとしてはやはりこのCTBT、それから、その下に3項目に書いてございますカットオフ条約、この2つがやはり軍縮条約としては重要な具体的な取り組みであり、日本としても積極的に取り組む姿勢でございます。

CTBTの方は、ご案内のように、まだ発効要件国である10カ国、主要国が批准しておりませんので発効していませんけれども、アメリカを含む未批准国に対して働きかけて、

早期に発効を目指しております。

それから、そのCTBTの発効のために、毎年国際会議を具体的に開いておりまして、発効促進会議、あるいはフレンズ外相会合というのがございまして、その議長を務めたりとか共催をするなどして、日本としても積極的に活動しております。

それから、CTBTの設置した観測施設が10カ所、これは昨年10月の北朝鮮の核実験時に非常に注目を集めましたけれども、長野県の松代を含めた全国に10カ所に地震波ですとか、あるいは原子力関係の物質を感知するシステムとして整備して、CTBT全体として世界中にネットワークをつくるという構想があります。

それから、3番目のカットオフ条約でございませけれども、これはまだCTBTと違いまして、条約の交渉そのものがまだ始まっていません。我が国として、この交渉が早期にジュネーブの軍縮会議が始まりますように、ハイレベルな代表を派遣して働きかけをしております。ワークショップの開催や作業文書の提出等もやっております。これは、ご案内のように、ジュネーブの軍縮会議でカットオフ条約以外の議題も含めて大きくは4つ議題がございませけれども、カットオフ条約ではなくて、核軍縮の方が先ではないかというような意見があったり、あるいは非核兵器国への安全保証の方が先ではないかというような国もあって、なかなかまとまっておりません。

ただ、希望が持てる兆候としては、昨年にアメリカがカットオフ条約について、従来消極的と見られておりましたけれども、条約案を提出するなどここに来て動きもございませるので、今年は議論が進むことを期待しております。

それでは、3ページ目に移らせていただきますけれども、先ほどNPTが中心であるというご説明をさせていただきましたが、ご案内のように、5年に1度NPTの運用検討会議というものを5年間を1つの区切りとして、プロセスとしてやっております。2005年が前回の会議でしたので、次回は2010年ということで、3年前から毎年準備委員会を開催することになっておりまして、その2010年に向けた第1回の準備委員会がことしの4月30日から2週間かけてウィーンで開催されることになっております。

我が国の取り組みでございませけれども、2005年の運用検討会議では、町村外務大臣のスピーチ、あるいは具体的な提案として、21世紀のための21の措置を提出いたしました。

それから、今年の第1回準備委員会は、ウィーンで開かれることになっておりますが、既以前の軍縮不拡散科学部長を務めました天野ウィーン代表部大使が議長に就くことが内定して

おります。

それから、来週になりますけれども、我が国として4月のNPTの第1回準備委員会の議長を務めるという立場から、セミナーを来週ウィーンで開催する予定にしており、こういった場を通じてNPTの会議が円滑に進むようにということで、地ならしをしようと思っております。

それから、NPTに入っていない国がご案内のように3カ国ございますけれども、インド、パキスタン、イスラエル、こういった国に対して非核兵器国としてNPTに加入することは、外相会合あるいは軍縮・不拡散協議を通じて働きかけをしております。もちろん、それぞれの国の事情でなかなかNPTに入る環境にないというのが、3カ国の立場ではございますけれども、我が国としてはぜひ積極的に働きかけを続けていきたいと思っております。

それから、軍縮の関係では、4ページ目に基盤整備があります。軍縮を保証するのに、特に国内における軍縮に関する教育、あるいは意識の普及といいますか、こういった取り組みが非常に必要ではないかということで、外務省といたしましても予算折衝を含めて、さまざまな軍縮不拡散の体制整備というものをやっているところであります。

まず一つは、日本国際問題研究所に軍縮不拡散促進センターを設置いたしまして、さまざまな調査研究をしております。1つは、軍縮政策実施体制確立のための研究ということで、本日も秋山研究員に来ていただいておりますけれども、例えばアメリカの核政策についての取り組みを有識者の方に調査していただいて、そのときに応じた軍縮政策についての調査研究を行っております。

それからアメリカの専門研究機関・シンクタンクとの意見交換（トラックⅡ）があります。これは、さまざまなアメリカの事情を調査していただき、アメリカは政権が変わるとシンクタンクにいらっしゃる方が政権に入ったりすることが多いですから、こういった方々とのネットワークというものを構築してまいるといって意見交換等を行っております。

軍縮教育という関係からは、軍縮不拡散問題の講座というものを定期的にかかせていただいております。これは軍縮不拡散促進センターが学生さんですとか、社会人の方々を集めて、軍縮不拡散に関するそのときそのときのプロジェクトについて、有識者あるいは政府関係者等が講師を務めております。軍縮・不拡散に携わる人材の構築ということでもございます。

それから、(2)のCTBTの国内運用体制の整備、これも軍縮不拡散促進センターにお願いしておりますけれども、これは先ほどご説明したCTBTの関係の国内の観測施設、大

きく分けると日本気象協会と日本原子力研究開発機構の2つを中心に、CTBTの国内運用体制ということで、これは外務省が毎年予算措置を講じてやっています。事務局機能は軍縮不拡散促進センターにやってもらっています。

それから、軍縮不拡散教育として、さまざまな取り組みをしております、1つは毎年やっておりますが、国連軍縮フェローシッププログラムということで、これは若手外交官毎年25人から30人程度をジュネーブや軍縮不拡散関係の国で研修した後、日本に立ち寄っていただいて、広島と長崎の被爆地を訪問いただくものです。当然のことながら被爆の実態というものを理解し、本で読むだけでなく各国の若手外交官に伝導してもらおうということです。被爆者の方の話も含めて聞いていただいて、軍縮に対する思いを強めるという取組です。これは実際にもう長年続いておりますけれども、この中には軍縮担当大使になるような方もいるという話を伺っております。

それから、2番目の軍縮教育家の招聘というのは、2002年から毎年1名ですけれども、いろいろなNGOから、シンクタンクの方々を招いて国内で講演をしていただきます。昨年は生物兵器の軍縮の関係で講師をお招きして講演を行っております。

それから、3番目に軍縮・不拡散教育に関する作業文書の提出です。これは2005年以降、国連の中で軍縮不拡散教育が重要だという声が高まりましたのを受けて、NPTの運用検討会議でも、軍縮・不拡散教育に関する日本の取り組みを踏まえて、作業文書を提出したものです。

それから、最後になりますが、軍縮教育セミナーということで、これは国連が毎年国内の地方都市ということで、広島、札幌等、いろんな地方都市で国連の会議を開いて、それに合わせて軍縮教育セミナーということで、学生、子供さんなど一般の方を含めて開催をすることで、軍縮に関する問題意識を高めるというような、正に国内でのいろいろな基盤整備のために開催しております。

(小溝室長) では、続きまして、外務省の国際原子力協力室でございますが、基本的には原子力の平和利用、それから核テロ対策、核兵器を担当しております。

きょうは、二国間協定のものと我が国が行っている核物質やその他の放射線物質の保護に関することについて、ご報告ということですが、私どもがやっている仕事の各論の中の限定された部分ですので、全体どういうことかをまず説明いたします。

外務省として原子力に関する取組というのは、当然のことながら原子力委員会を始め、内閣府、経産省、文科省、その他関係省庁、あるいは国会も含め、日本としての政策を踏まえ

た上で、いかにこれを外交的に実現するかということをやっているわけでありまして、大きく分けますと2つあります。1つは、我が国が唯一の非核兵器国として核燃料サイクル全体を大規模にやるということが認められているという、今まで先人が築いてきた国際的な信頼をいかに維持、さらに拡大するかというのが1つ。

もう一つは、日本の原子力活動の規模というのは非常に大きい規模です。世界においても3番目の大きさでございます。ということをお考えますと、我が国が国際社会の中で原子力の平和利用、あるいはその平和利用が悪用されないための制度づくり、これにいかに先進国として貢献していくかという役割、この2つがございます。これは実は、2つに明確に分かれるわけではなくて、それぞれの活動が実は連携し合って、日本の信頼確保ということにもなるし、国際貢献にもなっていくということだと思います。

核不拡散をはじめ国際的な枠組が存在するのに何故二国間原子力協定が必要かという点について、まずそのバックグラウンドをお話しします。若干釈迦に説法になってしまいますが、マスコミの方も、一般の方もいらっしゃいますので、その意味でも申し上げます。核分裂という技術は軍事利用可能な技術です。広島、長崎、これは日本が責任を持って国際社会に発言をしなければならないと考えています。既に45年の11月にはマンハッタン計画に参加したアメリカ、英国、カナダ、カナダは平和利用の道を歩みましたが、この国々の首脳が三カ国首脳宣言を発表して原子力平和利用の有用性を認めつつ、その国際管理の必要性を強調しています。

原子力技術の軍事利用の可能性に関して、核軍縮の問題、核不拡散の問題、それから軍事転用を避けながら非常に有益な技術である原子力技術をいかに平和的に使っていくかということは、NPTの成立を待つまでもなく、45年、46年の段階から既に、大きな3つの関心となっていたわけです。

今の状況は、まさにアジアにおけるインドや中国の非常に大きな経済活動の進展に見られるような、1つはエネルギーの需給のバランスをどう考えるか。それから地球温暖化に関する温室化ガスの規制をどうするかということ、このような問題が背景になって、数年前から始まった「原子カルネッサンス」と静かにささやかれていたものが、今や非常に大きな流れになっているというのが実態かと思えます。

そのような状況の中で、一方で核のこれ以上の拡散が起こることに対する危惧。具体的には、かつてのイラク、北朝鮮の問題や現在のイラン、北朝鮮の問題があります。あるいは非政府の闇のネットワークを通じて広がってゆくという動きもありました。もう一方では、こ

の平和利用の技術を、今やっている国も増やし、かつ新しく参入する国も今後増えていくことは不可避の状況だと見える。この中でいかに円滑にこのような技術を有効に利用していくのかということは、国際的に大きな課題になっています。

そのような中で、外務省としましても、関係省庁とよく連携をとりながら、ビジネスの必要性、原子力関係機材の移転の可能性やウラン資源の供給源の多様化といった問題についても考慮して外交活動を行っています。その際、推進だけをやっているわけではなくて、いかに核不拡散の体制を整備しながらこれを行うかを心がけています。日本は国際社会の中に新しい技術が出ていくときに、いかにきちんとした制度のもとに出ていくかということに意を用い、このような体制作りにも積極的に参加していくということでございます。

実は、歴史のページを開いて見ましたら、日本はほかの国と比べても、より厳格に不拡散の体制を遵守している。原子力技術の移転については、他の国よりも厳しい条件を出している。現在、外務省が考えていることは、またやっていることは、このようなことがやはり国際標準にならなければいけないということで、国際的な標準というものをいかに創出していくことによって、競争上、日本が不利にならない状況を作ることが国際社会にも利益になると考えています。原子力業界の国際的な合従連衡の中で、すべて日本の企業が関与していますし、それだけの責任があるわけでございます。

このような日本の国民、日本の企業の行動に不当な障害にならないということのために、我々がとっている方向は国際社会全体のコントロールの枠組みを整理することによって、日本が突出して厳しいということもないということも考えております。実は、これがメッセージでして、最近の例で申しますと、日本とカザフスタンについて、小泉総理がカザフスタンに行きました。これは外務省では93年からあの辺の地域の戦略的重要性、資源を考慮して外交を常にやっておりましたけれども、それが本格的になったのは他省庁のドライブがかかって動いたわけですが、この時に結んだ覚書の中で、核の不拡散、追加議定書、それから核のセキュリティということ、そういうものについてきちんとやれば、お互いに十分な基盤ができていけば、2国間協定も検討しようとしています。また、何となく相手がうまくいくのを待つわけではなくて、カザフスタンの基盤整備のために技術協力を積極的にやっています。去年の末に調査団を派遣しまして、その中で核セキュリティの欠けている点を強化して、それをきちんと整備するというようなことをやりながら、相手国の準備を整えつつ2国間協力を進めていくという考え方です。

それで、具体的にさっきも申し上げましたけれども、核の不拡散、安全、核セキュリティ、

これがある種3本柱ということで、こういうものを相手国がちゃんとやっているかどうか、やっていなければ援助をしながらそれを高めていって、それで国際的にも安心できる形で、二国間協定を進めていく。

今度は、配付資料に基づいてこれから申し上げる話は、過去に日本が新規導入国としてアメリカにお世話になった話をするわけですが、これは詳しく言っているときりがないので簡単に申し上げます。原子力に関する日米協力が可能となった背景として、第一に1953年のアイゼンハワー大統領による「Atoms for Peace演説」によって、アメリカがそれまでの核の独占の体制をやめて、保障措置の制度とパッケージの形で平和利用を進めていくことを決めました。

それで、第2番目に大事なことは、1954年の米国の原子力法です。それまでの非常に規制的な原子力法を改めて、二国間協定という方法により選別的に技術供与をすることにしました。協力可能であるとして選別した相手国に原子力協力をを行う場合には、不拡散のコミットメント、核物質防護、第三国移転の規制等について二国間協定により規制をかけていくというのは、その後に他の諸国も採用したアメリカのはじめた二国間協定方式の国家の一貫したスタンスで、現在でもこのような考え方というのは、引き続き行われています。その中で日本は日米協定を結んだわけです。

最初は55年、初の原子力協定、この時はまさに燃料は貸与されて使用後に返還することが想定されているというような状況からだんだん始まっていって、70年代の後半から我が国独自に再処理をやることをアメリカが認めてきた。現行の88年協定になると、これは87年に署名していますが、締結したのは88年ですので、88年協定とか87年協定と呼ばれたりしますが、現行協定の中では、アメリカの包括同意が認められています。2004年には六ヶ所村の再処理設備についても、アメリカの包括同意が得られたというような流れになっています。このように、日本の原子力活動にとって一番の援助国であったアメリカとの間で、日米協定は何回も改正されました。現在はむしろ、アメリカがこれから方向転換して新規原発建設を再開する場合、逆にアメリカにとって日本の技術が不可欠になっています。

ヨーロッパについても、最近、日ユーラトム協定を締結いたしました。10年間に渡る交渉でしたが、当初は濃縮等のサービスをお願いするということでしたが、今や日本からヨーロッパに物が行く。それを先取りするような形で、原子力品目の移転を司る条約ができたという時代になっています。

その次に申し上げる話は、資料の8、9ページでございますが、先ほど申し上げた中の不

拡散の話は、後でまた出てきますので、核のセキュリティについてのみお話しします。これは核物質の方も、施設の方も、それから汚い爆弾に使われると言われる核分裂性ではない放射性物質も含めてきちんとした管理をするという問題です。我が国がやっていることは、1つは、国際約束の締結です。2005年に新しくできた核テロ防止条約。これは日本も積極的に議論に参加しました。同年7月には核物質防護条約の改正が提起されました。これも日本は非常に積極的に議論に参加しました。こういうものができて、これに今、外務省と関係省庁が更に協議を重ねて国内担保法の準備をしています。できれば今年の通常国会には核テロ防止条約を提出して、これを締結できるようにするというところで今努力している。

日本の活動について、この8ページの1の(1)から(4)までいろいろ入っていますが、これ細かい説明は省きます。それから、対外的には財政的貢献ということで、IAEAがちょうど9.11の事件が起こったときに、核テロ対策の会議をまさにやっていて、私もその場にいましたけれども、IAEA側にいましたけれども、刻々とエルバラダイ事務局長のところには情報が入ってきて、最初はどうも事故があったというようなことで。そのときからIAEAはアクションを取り始めて、11月には計画を出しましたし、翌年の3月には核テロ基金を立ち上げて、日本はそれに真っ先にアメリカとともに拠出しております。我が国は、関係各国の核テロ対策にもIAEAのこの基金を通じて、あるいは二国間での取組により種々協力しています。

それから、アウトリーチ活動ということでは、アジア地域において、去年の11月に東京で、アジア地域で初めての核テロ対策の会議をやりました。それから、国際イニシアティブということ言えば、最近で言うと去年のロシアでのサンクトペテルブルグのG8の前に制度を立ち上げた米露の核テロに関するグローバルイニシアティブ。これに日本は当初参加国として参加しておりまして、具体的な提案についてもやっているというようなことで、このような国際貢献をすること自身が、同時に我が国の原子力産業にとってもメリットになるんだという気持ちでやっております。

以上です。

(孫崎首席事務官) 続きまして、核不拡散ですが、2点ご紹介をさせていただこうと思います。

1つは、冒頭1ページの図表でもご紹介をしましたがけれども、原子力供給国グループ(NSG)という輸出管理の枠組みについてでございます。これは、もともと1974年のインドの核実験を契機に始まったということですが、使用を禁止する、あるいは平和利用を担保する国際約束とは別に、それぞれの国が他の国に対して平和利用になじまないような形で物

が流れていくことを防ぐのが、この輸出管理レジームの基本的な考え方でございます。これは条約あるいは法的拘束力という世界とは一線を画した世界で、どういう形で原子力関連資機材の供給能力を持つ国がその他の国への輸出を管理していかなければいけないかを定めているレジームです。NSGについては、具体的には原子力の専用品と呼んでおりますけれども、原子力活動に使用するために設計・製造された品物・技術を対象とした「NSGガイドライン・パート1」という規制のガイドラインと、原子力活動にも使用する汎用品と技術の輸出に関するガイドラインのパート2というふうに2つがございます。現在は45カ国が参加しておりますが、その中で我が国の取り組みとして、ひとつぜひこの機会に申し上げたいのは、我が国のウィーン代表部がこのNSGのポイント・オブ・コンタクトと呼ばれる中心的な事務局機能を引き受けております。このNSGでは年1回総会がありますけれども、総会のほかに非公式の協議グループというのがあり、それについてはウィーンの日本代表部が会場を提供しております。

それから、この会期間にさまざまな書類のやり取り等もございますけれども、これも日本代表部が現在は一手に引き受けているということで、平和利用に非常に熱心な国として対外的に公表をする際に、我が国貢献の一つとして取り上げられています。

先ほど原子力協定の話の際にも出てきましたけれども、機微技術を国際社会においてある程度規制をかけていく必要があるのではないかという考え方については、今一番動いている議論として核燃料供給保証というのがございます。

お手元の資料で13ページからでございますが、この不備な抜け穴を防ぐということについては、北朝鮮それからイランの核問題を背景に、ますます国際的な意識が高まっているという現状がございます。ただ、一方で原子力の平和的利用等を考えたときに、どういう形でバランスをとっていくかが一番難しい問題でございまして、例えばNPTのような形で、既に持っているという点で線を引くということについては、途上国を中心に違った意味で権利の制約という点で反発が出ているところかと思えます。

IAEAが中心となって、昨年9月のIAEA第50回記念総会の際に、特別イベントとこののをやりまして、核燃料供給保証に関する議論がひとしきり行われ、我が国からは近藤委員長に日本提案をご紹介をいただきました。

1ページめくっていただきますと、それまでの間、どのような形でさまざまな提案が出されたかということがざっと五月雨式に書いてございます。今回の議論の盛り上がりというのは、エルバラダイ事務局長が提案した核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチで、

これに対して専門家の報告などが出てきたわけですが、去年になって幾つかこれに対して各国がいわゆる自分たちの答えというのを出す動きが出てきているわけですが。

最初に出てきたのは、ロシアの核燃料サイクル・サービス提供のための国際センター設立の構想、それからアメリカは直接これに対してということではないですけども、幾つかの国とパートナーシップを組んで、先進的な再処理技術及び高速炉を用いて、濃縮・再処理技術の獲得意志の放棄の表明等の一定の条件を満たす国に発電用核燃料を提供するという提案を出してきました。核燃料サイクル提案の中で1つ議論の軸になっておるのが、核燃料供給保証に関する6カ国構想ということで、現在供給国となっている国が、民間市場をバックアップするための枠組みをつくり、供給国と対照的な立場にある需要国については技術の獲得を契約してゆく、こういう考え方です。

この次に、核燃料サイクルの多国間利用に関するドイツの提案などがございますけれども、この6カ国構想というのが、どうしても先進国と途上国の権利を巡る見方の違いで、若干議論がスムーズに進まないという状況の中であって、日本提案は、それぞれ持っている供給能力、それはウラン鉱石の採掘から核燃料に至るまでさまざまな段階があるわけですが、これについてはお互いに自分たちの供給の能力というものをアピールすることによって、透明性を高めて、あるいは参加していくという方法で、お互いに不安の解消を実現していったらよいのではないかという考え方をしたものです。

この日本が提案の準備をしているという話に触発される形で、それぞれドイツはどこかに中立的な濃縮施設をつくったり、あるいはイギリスは何らかの取り決めの形をつくったりしてはどうかというような議論をしてきたということです。

現在の状況ですが、この最後のページに今年のシンポジウムでの結論として、どういう形で今後議論を進めていくかについて記載されています。まず原子力発電への核燃料供給を保証するメカニズムに焦点を当てて、具体的にさらなる検討が必要と考えられる論点を幾つか洗い出して、IAEAがさらに議論のいわばたたき台となるものを、今年中に出していくと、こういうことになっております。

以上、この2点に絞って要旨をご紹介します。

(近藤部会長) はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの外務省などのご説明に対する質疑をお願いします。

広瀬委員、どうぞ。

(広瀬委員) まず、私はインドは専門ですからお聞きしたいんですが、最初のところでNPT

体制以外の国々への対応のところで、NPTへの参加、CTBT基準などを形付けるというのがあるんですが、これは例えばインド、パキスタン、イランだと思いますが、余り効果はないですね。というのは、つまり、この日本からの働きかけによって、インドが少しでも動こうかと言えば、それは全くあり得ないですし、むしろそういうことを要求することによって、対話をインド側が嫌がるという傾向がありますね。それについて、外務省としては今、やはり同じようにNPTに加盟するようという働きかけを続けていくおつもりでしょうか。

(今西首席事務官) ありがとうございます。

インドは、正にご指摘のように、NPTができたときから、5カ国による核兵器の独占について差別的であるという立場をもっておりますから、それに2回にわたる核実験を通じて、核製造能力を有するに至りました。イスラエルは明言していませんけれども、同国は核兵器を持っていると一般には指摘されています。アメリカがインドとの戦略的な関係の観点から、同国と協議し、インドがNPTに入らない状態で民生の核技術に関する協力の合意に達したことはご案内のとおりです。この問題は、先ほど説明があったNSG等の場で、そこはまだ国際的に議論を進めている状況でございます。

日本の立場は、NPTへの加入が重要ということで、一貫して同国に働きかけておるところでございます。ここは今も変わっておりません。ご指摘のように、まさにそこは出口があるのかという議論が確かにあるのかもありません。そういうインド、ないしパキスタンなどがNPTに入らなくていいというふうにしてしまいますと、では、この90年代、NPTが今189カ国ということになりますけれども、入らないことによるデメリットというのを考えると、過去に核兵器を実際に開発しているのではないかと指摘された国がNPTに非核兵器国として加入した訳ですが、そういった国が、では入らないという状態を続けていけば、いつかNPTに入らずに協力を受けられるということになるということになると、それでいいのかという議論はあり得るのではないかと、そこは、若干アプローチが異なる考え方について、国際的に議論がまたされるかもしれない。他方、アメリカもNPT自体を変えるということは考えているわけではありません。いずれにせよ、日本としてはインドにNPTに加入するよう引き続き働き掛けるということです。

(近藤部会長) 浅田委員。

(浅田(正)委員) 浅田でございます。

幾つかお聞きしたいんですけれども、最初にCTBTの関係ですが、CTBTについては、

アメリカの国内の世論は99年の上院での批准の拒否の際でも、80%以上が指示していたと言われ、批准拒否の背景には、クリントン政権の議会对策の失敗など、いろいろな要素があったと言われていています。そこで新しく政権が民主党に変わった場合、CTBTが動く可能性はあるかどうかについてお聞きしたいと思います。それから、CTBTの準備委員会で整備している国際監視制度（IMS）について、その70%以上が完成しているという話ですが、例えば中国などは、IMSの運用は、IMSの整備の一環としての暫定的運用であって、これをもって核実験禁止の検証はできないという主張を行っていましたが、そういう主張はまだ行われているのでしょうか。

それから、IMSの整備が100%完了した場合には、もはや整理のための暫定的な運用は必要ないという議論が起り得ると思うんですけども、そうするとIMSはもはや運用できなくなるのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

それから、NPT体制との関係でいいますと、21世紀に入ってから大きな問題として、北朝鮮の問題とイランの問題、それからカーンネットワークの問題があります。カーンネットワークの問題というのはNPTが機能していないということで問題があるというのではなく、したがって幾らNPT体制を強化しても問題解決にはならない。そういうわけで、例えば輸出管理などを利用して、私人の行動について一定の制限を加えようということで、NSGもその一環として以前からあるわけです。輸出管理は、日本の場合、法制度的にはかなり整備されていますが、それでもなお現実にはいろいろなところで問題が発覚して裁判にもなっています。

輸出管理の最前線ですべてチェックするというのは不可能ですから、結果として海の方に出ていったものについて、それを止めてできれば没収しようという発想でPSIという活動が行われているのだと思います。その関係の我が国の対応なんですが、我が国はPSIの当初からの参加国で、以前はコアグループという形で積極的に関与しておったわけですが、果たして日本がこのPSIとの関係でどれだけ実際の活動を行っているのか、行うことができるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

海上保安庁などが恐らく中心になってやるべきことだと思うんですが、公海上で外国の船舶に対して臨検を行うということは原則としてできないので、基本的には領海内において、問題のある外国船舶に対して検査等を行うということになるのではないかと思います。日本の場合、そういった活動を行うための法的な整備がどれだけ完備されているか。この点はかなり疑問でありまして、新しくPSI関係で何か法整備があったかということほとんど聞きま

せんし、海上保安庁の人によりますと、P S I との関連では、基本的には訓練に参加していること以上にはほとんど活動は無いとも言います。

そうすると、日本のような国がそういった訓練活動以外に、特に法整備を余りしていないということになると、少し問題ではないかと思うんですけれども、そのあたりで何かお教えいただくとありがたいと思います。

それからもう一つ、S U A 条約、海洋航行不法行為防止条約の改正が2005年に行われています。これは大量破壊兵器の拡散に直結したもので、例えば大量破壊兵器やその関連物資等を輸送している船舶について、容易に乗船等ができるようにするために改正したものですけれども、この改正条約の批准の見通しですね。かなり前には、すぐにでもという話を聞いたことがあります、最近はあまり聞かなくなりました。そのあたりの状況について、お聞きしたいと思います。

最後に、N P T に対する脅威として、北朝鮮の場合は脱退という問題ですし、イランの場合にはN P T を脱退せずに核物質・核技術を取得し、核兵器の開発に必要なものを整えた後でN P T から脱退しようということではないかと言われています。こういった特にイランの問題との関係で、燃料供給を保証するから、自前の濃縮、あるいは再処理をしないでほしいという趣旨の提案が多く出されていますが、イランに言わせると、燃料供給の保証は別に要らない、我々は核燃料サイクルが欲しいんだというふうに言うわけです。そうすると、実際そういう燃料供給保証の制度をつくったところで、イランに対してどれだけ効果があるかという議論になっていくわけです。

では、イラン問題そのものに対してどのように対応するのかということ、恐らく安全保障理事会の決議で制裁をするということ以外には、余り考えられないのではないかと思います。そういう意味では、今年の12月ですか、イランに対する制裁決議が出たわけですが、こういった決議が果たしてどれだけ有効かということについて、お聞きしたいと思います。北朝鮮の関係では、制裁を決議したらすぐに6者協議に戻ってきたという感じがして、効果があるようにも思いますし、一般的に言って、こういうものがどういうふうに評価できるかについて教えていただきたいと思います。

それと同時に、イランとの関係ではE U の3カ国と、それから最近では安保理の常任理事国を含めて6カ国が交渉を行っているわけですが、そういう交渉を行いつつ他方で制裁を行うということになると、いい表現を使えばあめとむちですけれども、悪い表現を使いますと、片手で握手しながら、反対側の手で殴ろうとしているというようにも取られかねない。例え

ば、話はちょっとずれますけれども、PKOを見ますと、PKOを派遣しながら国連が制裁を行ったユーゴの例を見ますと、余りうまくいかなかったのですね。そういう観点からしますと、このような協議を行いながら制裁をするというのは、いかに効果評価できるのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

(近藤部会長) たくさんありますから、簡潔にお願いできればと思います。

(今西首席事務官) まず、最初CTBTの関係でご質問いただいた件ですけれども、民主党が2008年の大統領選挙で勝ったとして、CTBTの批准にかじをまた切るのかということは、正直私も個人的にどうなのかよくわかりません。人によっては、もちろんブッシュ政権のような基本的な軍縮条約への抵抗感、あるいはそもそも核政策としての核実験を法的には放棄しないという立場が変わるのかどうかというところがよくわかりません。

人によっては、もちろん政権が民主党になれば少しは軌道修正されるという人もいます。そこは、いろいろな人、私も個人的に聞いたことがありますけれども、やはり民主党になってもそこは変わらないという人もいますので、正直そこら辺はわかりません。他方、日本としてももちろんアメリカに対しての働きかけをしていくという、そこはもちろん変わらないわけでございます。

中国の話が出ましたけれども、中国ももちろん批准しておりませんが、彼らは基本的に運用体制の整備そのものには、いろいろと発効していないからデータを出せないという立場はございますけれども、他方ではいろいろな暫定運用の議論には、人がちゃんと出てきて議論に積極的に参加しているという感じを受けます。

例えば、ご紹介すると検証ですね、現地査察の関係でいろいろなマニュアルを今つくろうとしているんですけれども、そういった議論にも中国は代表団を積極的に送り込んできています。他方で、今批准を人民代表会議のところで審議しているということもございますけれども、そこはいつになったら批准がやれるのかということについては、我々としても本当にちゃんと批准するのだろうかという感じをまだ持っております。もちろん中国に対しても引き続き働きかけをしていきたいと思っております。

(孫崎首席事務官) 引き続き、PSIの関連、それから燃料供給保証とイランのような国との関係2点について、若干お答えを申し上げます。

まず、PSIの方ですが、我が国の現在の法制度の状況から申し上げますと、洋上で大量破壊兵器等につながるようなものを含めてですけれども、これを運搬していて、直ちに犯罪

となるかという、これはなかなか簡単にそうはならないという状況があります。例外として、サリンなんかは直ちに犯罪化されるのですが、通常どういう状況が犯罪になるかという、そもそも日本から出ていくときに外為法に違反をしているという状況が一番日本の場合は想定をされるということだと思います。

日本から出ていく船が、例えば外為法に違反しているので、それを捕まえるという観点から海上保安庁が乗船をして、物を差し押さえるといったようなことというのが、日本の場合一番想定されるパターンなのではないかと思いますが、では、そういう例がこれまでにあったかということだと、そういう例は今までにございません。なかなかその部分はぎりぎり輸出管理の世界でしっかり機能をして、幾つかこれまでに事件になったものもございませけれども、何とか止まっているという部分もあるかと思えますし、実際に差し押さえるという流れをさっきちょっと申し上げましたが、最終的には港にいるときに捕まえるというのが理想のパターンではあると思えますので、国土交通省もそこで何とか捕まえやすいところで捕まえるということが、恐らく重要なのではないかという認識が、一つはあると思っております。

それから、我が国の法制度との話を先ほど申し上げたこととの関係で、浅田委員からご紹介のあったそのSUA条約というのは、旗国の同意を得て、公海上も含めて、その大量破壊兵器の輸送を犯罪として取り扱っていくという条約です。これについては日本はまだ署名をしておりませんが、これだけイラン及び北朝鮮に関連する国連安保理決議も出て、大量破壊兵器の洋上の輸送についてしっかり対処していかなければいけないという国際社会の認識の中で、メリットとして明らかにこれは大きな部分があると思っておりますが、そのために国内的にどういう受け入れ方をしていくかということも含めて、今検討が進んでいる状況にあります。

もう一つのご質問の論点ですが、イランの場合、核燃料供給保証といっても、余りもうそんなに魅力がないのではないかというのは、確かにおっしゃるとおりそういう側面もございませ。むしろ核燃料供給保証の議論というのは、今の段階では第2のイラン、あるいは第2の北朝鮮といった存在が出てくることを止めるというのが、一番の目的になってくるかと思えます。

うまく核燃料供給保証のシステムが整ったときに、イランがそこに戻ってくる、あるいは北朝鮮がそこへ戻ってくるということであれば、それは非常によいことであろうと考えます。ただ、今我々として考えているのは、北朝鮮にせよイランにせよ、核燃料サイクル自体を、

今そういう意味では若干透明性を欠いた形で追求したところについては、1回御破算にしてほしいと。御破算にするための手段というのが、去年1年間で出てきた安保理決議であろうかと思えます。

一方で、「対話と圧力」という中で、安保理決議というのは圧力にどちらかという位置づけられるかと思えますが、イランについて申し上げれば、今はEUとの対話ということ自体よりも、この安保理決議1737で加えられている圧力に対して、イランが今までのやり方は若干性急であった、あるいは行き過ぎであったという形で、考え方を少し率直に申し上げれば改めていただいて、濃縮関連活動という今行っている機微な活動を停止した上で、対話の方に戻っていくかどうか、それはイランにかかっていると考えます。

我々の国際社会の側ということで申し上げますと、今の段階ではそういう意味ではイラン側が対話に応じられるような考え方になるまでの間は、国連安保理決議という形で圧力がかけられているという段階になるのではないかというふうに思っております。

(近藤部会長) ありがとうございます。

残り時間を考えますと、文科省と経産省をご説明にお呼びしていますので、それぞれの説明をお聞きしてから、全体について質疑を行うという方針で、先にいかせていただいたらと思えますがいいですか。

それでは、文科省から順次お願いします。ちょっと時間が押していますこと、ご配慮いただければと思います。

(水間参事) おはようございます。

私は、日本原子力研究開発機構の参事の水間でございます。

お手元の資料3-1でございますけれども、こちらのタイトルの方に書いてございまして、「核不拡散科学技術センター」と書いてございますけれども、こちらのセンターに4人いる次長のうちの1人としまして、センターの中で政策調査を担当してございます。

本日は、この資料のタイトルにございますとおり、JAEAの政策研究と人材育成、これをご説明するよというございまして、資料をご準備してございます。

ご承知のとおり、JAEAとして新法人になりましたのが平成17年10月ということで1年4カ月たつてございます。旧原研、それから旧動燃、サイクル機構という時代から、みずからが原子力施設を設置する、それから運転するとか、管理するという立場としまして、核不拡散に関係するということであれば、独自に管理すると、計量管理ということ、それから、保障措置を受けるという立場がまずあったわけでございます。それから、個別の現

場におけるところの査察技術の開発でありますとか、あるいは連携してトレーニングコースというものをやりまして、人材育成にかかわってきたという経緯がございます。

それでは、新法人の発足と同時に、今までの2つ法人における機能というものを集積いたしまして、さらに新法人における核不拡散関係の体制強化を図るということで、きょうお示しいたしておりますところの、核不拡散科学技術センターというものを設置したわけでございます。その中で、特に政策調査研究というものは、今まで関連する活動もございましたけれども、改めてシンクタンクという機能を目指すということで、取り組んでいるわけでございます。

1 ページ目でございますけれども、ここに「核不拡散科学技術センターの政策調査業務の実施体制」という図をお示してございます。真ん中の上のところに政府と書いてございますけれども、あくまでもこの政策立案というものは政府の役割でございますので、JAEAとしては政府からの要請を受けまして、政府の行う政策立案に対して特に技術的な側面からの支援をさせていただくというのが、我々に期待されているものでございます。

それで、この四角の中に原子力機構と書いてございますけれども、ここに我々のセンターというのがございまして、左側をごらんいただきますと外部有識者にご参画いただいている核不拡散科学技術フォーラムというのがございます。それから、その下に核不拡散政策研究委員会というのがございます。本日もご出席の浅田正彦先生にリーダーシップをとっていただいております。そういうところの専門家のお話もいただきながら、我々が一人よがりにならないようにということで、そういう体制を整えて。あともう一つ、きょうは後ほど出てきますけれども、右側にありますところの東京大学の大学院と特に人材育成の関係では連携を強めて活動をさせていただいているということでございます。

それから、下の方にございますけれども、国内外の研究機関、あるいは関連するシンクタンクというようなものとも連携を図っているところでございます。

中身についてご説明申し上げますと、まず、政策研究ということで2 ページ目をお開きいただきたいんですが、実際今のところ何をやっているかということでございます。新法人発足以来、大きく2つの柱を立てて政策研究ということを実施してございます。平成17年度の後半から平成21年度まで、最初の中期計画の4年半をかけて大きく2つの柱を立てまして取り組んでいくということでございます。

まず、1 点目が、四角で囲ってある「国際的な核不拡散体制強化」ということで括弧書きでございます。ベストプラクティスとしての日本の核不拡散対応というものが書いてござい

ます。先ほど外務省からの説明のとおり、日本はこういう核不拡散の取り組みということについて、かなり厳しくやっているのではないかというお話がありまして、実はそうではないんだということで、国際標準をつくり上げるんだというお話がございました。

その私どもで取り組んでいるのは、まさにその国際標準となり得るような日本の取り組み、こういったものは一体今までどういうものだったのかと、将来的にどういう形であるべきなのかということのを体系化いたしまして、政策立案に生かしていただくというような目的でこの調査をやっているわけでございます。

真ん中辺にベストプラクティスと書いてございまして、5つの要素という例示がございません。この全てを原子力機構がやっているわけではございませんで、その一部を成していることは確かにございますけれども、国全体の政策として、こういう取り組みを今までなさっていたということで、平和利用の宣言でありますとか、それから核燃料サイクルの明確な必要性というものをしっかり定義をしていくということ、それから原子力委員会でおつくりになっている政策大綱、こういったものを透明性をもっておつくりになると。

それから、4番目でございますけれども、特にこれは実質的な要素も含まれますけれども、先ほど外務省の方からご説明のあったNPTでありますとか、包括的保障措置協定、あるいは追加議定書、追加議定書につきましては、日本がある意味では実質的に国内で初めて適用になっているというところでございますし、それから二国間協定、輸出管理については後ほど説明があるのではないかと思いますけれども、そういったことをしっかりやっているということ、やっていることはやっているわけでございますけれども、内外の方々にもわかりやすく発信をするというその整理を、我々の方でさせていただくとよろしいのではないかとということで取り組むわけでございます。

それで、具体的に今まで何をやっていたかといいますと、今申し上げた4ポツのところの実績、特に「保障措置」についてどういうことをやったかということに焦点を当てて、整理してございます。具体的にはこの8点の整理をしたということで、四角で囲ってある1から8まで番号を振ってあるところでございます。似たような文言もございますけれども、特に保障措置手法の強化・検討の積極的な貢献をどのようにやってきたかということ、それから2番目でございますけれども、施設を運転する早い段階から国際原子力機関と密接な連携をします。特に最近の例で申し上げますと、六ヶ所村の再処理工場、商業規模の再処理工場として動き出すわけでございますけれども、かなり早い段階からIAEAとの間で保障措置のやり方については検討、これも国際的にも進めていたということでございます。

それから、二国間協定に基づく関係国との連携ということで、先ほど外務省の方からの説明にもありましたけれども、供給当事国としてこの関係で保障措置をかけることは当然でございますけれども、情報の共有であるとか、定期協議の規定、それからインベントリーリストの交換に基づきまして、協定対象物が今日本の中でどう動いているのか、どう管理されているか、そういったことを相手国としっかりやっていくということが、主な指摘ではないかと思っています。

それから、保障措置の技術の開発・適用ということで、施設が大型化していくというようなことでありますと、自動化するとか、遠隔監視するというような技術について、取り組んできている。特に今までの原研やサイクル機構の時代から、そういった分野については特に協力をさせていただいてきていたところだと思います。

それから、情報の提供ということで、追加議定書ということでありますと、さまざまな情報の提供というのが非常に重要なポイントになってございますけれども、そういったことについて積極的にやる、あるいはランダム査察等の積極的な受け入れということで、いつ査察に来てもいいような体制を取るということによって、実際の査察のカバレッジが広がるということで、信頼性が向上するという状況について、一部事業者側にとっては負担になるかもしれませんが、信頼性が上がるから、国内全体考えればプラスの面が大きいということで、そういったものを規範的な行動としてとっているということだろうと思います。

というようなことを、今まとめている最中でございますと、まとまったところからどんどん国内外に発信をするというようなことで、具体的には国際的な核物質管理学会というものについても、途中段階の成果をどんどん出していっているというところでございます。

それから、もう一つの柱でございますけれども、3ページ目にいっていただきまして、「アジア地域における核不拡散強化・透明性向上」というのを大きな柱としているわけでございます。特にアジア地域につきましては、今後、今まで原子力利用といいますと、放射線利用でありますとか研究段階ということにとどまっていたところがございますけれども、具体的に申し上げますと、インドネシアでありますとかベトナムといったことでありますが、発電をするというような動きが現に見えてございます。そういった場合におきまして、この核不拡散ということからすると、非常に重要なのは各国における政策の透明性をいかに確保していただくかというようなこと、それからそういった核不拡散対応の技術ということについて言えば、査察を受けるというのが一番簡単に思いつくわけでございますけれども、どういったことをやればいいのかということで、先ほどご説明しましたベストプラクティスとの関

係も十分ございますけれども、日本でこのというようなものを非常に参考にさせていただけるのではないということも含めまして、アジアの諸国に対する協力のあり方といったものを模索するといったものがこのねらいでございます。

一つ、具体的に透明性を向上するということでありますれば、この下にご書いてございますところの遠隔監視技術でありますとか、インターネットを使うというような情報の流通というものを、どんどん技術が進んでございますので、それをどうやって使っていくのか。機微技術というものを拡散させずに、あるいはセキュリティというものについてその有効性を損なわずに、どうやって透明性を向上させるかと、それが相互信頼につながるという観点からの課題抽出に努めてございます。

それから、この次に人材の育成というところへ進めさせていただきます。

(直井室長) それでは、人材の育成につきましては、核不拡散科学技術センターの直井でございますけれども、私の方から説明をさせていただきます。

核不拡散関連分野の人材、保障措置対応を中心といたします人材につきましては、ここ10年ぐらい新しい人材が育っていないといえますか、育てられなかったという実情がございまして、原子力機構設立時に、核不拡散科学技術センターを設置するというその理由の一つに、この分野の人材育成に貢献するという役割を担わせるということがございました。

この人材育成につきましては、大学ですとか、ほかの関係機関と連携を図りながら、育てるべき人材の設定と育成のための長期的なキャリアパス計画、そういったものを立案して実施していくということが必要と考えてございます。既に原研やサイクル機構時代から、例えば外務省ですとか、文部科学省ですとかといったところと人事交流をしまして、育てるということはやってきてございますけれども、さらに原子力以外の分野を含めた幅広い人事交流を進めるとか、国際機関等における重要ポストも確保していくということを念頭に、そういったキャリアパス計画を実施していくということが必要というふうに考えてございます。

こういった計画の実施に当たりましては、関係機関の理解ですとか、情報交換が必須でございます。徐々にではございますけれども、関係機関との協議を開始しているところでございます。

それから、その次の5ページ目でございますけれども、人材育成の1つの柱といたしまして、東京大学大学院に平成17年4月に設置されました原子力国際専攻に対しまして、核不拡散科学技術センターから4名の教員の派遣をしております。その中で国際保障措置特論等の講義を担当しております。また、文部科学省がやっております派遣型高度人材育成協同

プランというのがございますけれども、こういった枠組みを使いまして、核燃料サイクル工学研究所で実際に I A E A が査察をやっている現場に、学生を受け入れて見学をさせながら授業の一環として実習をさせるというような計画も進ませてございます。

それから、6 ページ目でございますけれども、文部科学省の方から委託を受けまして、国内だけではなくて、アジア、太平洋地区を対象にいたしました、政府ですとか原子力関係機関で働く指導的な立場にある方々を招いて、核管センターですとか、I A E A にも協力をしていただきながら、保障措置技術ですとか、計量管理の知識を習熟させるトレーニングコースというものを開催してございます。I A E A はいろいろな地域でこういったプログラムを実施しておりまして、4 年 1 回このアジア地区に重なるということで、4 年に 1 回はジャスパスというサポートプログラムの一環として、こういったプログラムを開催してございます。

それから、7 ページ目でございますけれども、情報の発信と共有、外部機関との連携ということで、今日的な核拡散の課題の議論を深めるということ、それから、先ほど水間の方から説明させていただきました政策研究の成果というものを発信するということを目的に、国際フォーラム等を開催してきてございます。2006 年の 2 月には大洗で国際シンポジウム、これは特に透明性をテーマに、「平和利用と核不拡散」という題名でシンポジウムを開催いたしましたし、昨年 5 月には「核不拡散科学技術国際フォーラム」というものを開催してございます。また、昨年 11 月には、ジェネレーションフォーの中の核拡散抵抗性・核物質防護の評価にかかわるワーキンググループで検討している内容につきまして、国内でセミナーを開催して、どういったことをやっているかという活動の報告をしていただきました。また、11 月にはエルバラダイ I A E A 事務局長を招きまして、講演会を開催するというようなこともやってきてございます。

それから、インターネットのウェブページを積極的に活用いたしまして、情報の発信ということをご心掛けております。また、メールマガジンということで、NPSTC ニュースですとか、核不拡散ニュースというものを発信しております。核不拡散ニュースにつきましては、基本的には原子力機構の内部を対象としておりますけれども、昨年末から一部の外部の関係者の方に試験的に配信しております。

それから、核不拡散関係の勉強会、これは政策関係、それから技術的な勉強会、2 本の柱でもって勉強会を開催してございまして、外部の方にも参加いただけるように配慮をしてございます。

外部機関との連携というのは、先ほど水間の方から説明したところを除きまして、まず協

定に基づく研究開発協力ということで、アメリカのエネルギー省とユークラトムと、保障措置関連の技術開発、研究開発にかかわる協定を結びまして、共同研究ですとか情報交換というものをやっております。それから、IAEAとかDOE傘下の国立研究所、それからSIPRIですとか、電事連、JNFL、核物質管理センターとも適宜情報交換をさせていただいております。

また、特に日本国際問題等研究所さんの方とは、お互いの得意とする分野でコラボレーションするというので、定期的な情報交換会をさせていただいております。

以上でございます。

(藤田国際原子力協力官) 文部科学省研究開発局の藤田と申します。

引き続きまして、GNEPについてご説明したいと思います。

本日は、核不拡散との観点から、GNEPにおきまして、当省がどういう協力を考えているのかということを中心に、ご説明をしたいと思います。

GNEPというのは、去年2月にアメリカのDOEが出した構想ですが、その中には1ページ目の①から⑦に記載してありますような構成要素がございます。その中の特に③番、核拡散抵抗性の高い技術及び⑦番、先進的保障措置技術の開発ということで、核不拡散についての要素がございます。

次に、2ページ目でございますが、「我が国の協力の進め方」としまして、我が国の「もんじゅ」でありますとか、小型高速炉、あるいは六ヶ所の経験を踏まえて協力を進めていくと。そして、協力につきましては3ページ目でございますが、本年と書いてございますが昨年5月に文部科学大臣が訪米した際に、「DOEの長官と合意」をしたという分野がございます、その分野は4ページ目にありますように、7つの構成要素に対して、右側の5つの研究開発分野で協力をしていくということでございます。

5ページ目は飛ばしまして、6ページ目でございますが、この「GNEPの構想の現状」でございますけれども、GNEPは昨年2月に提案されましたけれども、当初アメリカは国立研究所を中心とした理想的な長期的な研究開発計画というものを考えていましたけれども、8月になりまして、GNEP計画の加速を目的とした産業界の既存技術を活用するトラック1と、従来の計画どおりの研究を進めるという、トラック2の2トラック方式というものを採用しています。

そして、7ページ目に示されていますように、トラック1では①の先進的な燃焼炉、これは高速炉でございますが、これを産業界の既存技術を活用してつくっていかうと、そして、

同じく既存技術を活用して②統合核燃料取扱センター、これは再処理と燃料製造の施設が一体となったセンターでございますけれども、この①と②の施設をトラック 1 の中で産業界の既存技術を活用してつくっていかうというものでございます。

8 ページ目は、トラック 2 の説明でございますが、従来どおり長期的な研究開発を行っていくというものでございます。

最後のスライド、9 ページ目でございますけれども、トラック 1 につきましては、産業界の既存技術の活用を図るということで、アメリカとして国の内外から提案を募る E O I というものを募集しました。この E O I については、日本からも J A E A や関連メーカーが連名で、A B R 及び C F T C の 2 つの施設についてアメリカに提案をしているところでございます。昨年 9 月に提案をしまして、現在アメリカで検討中ということで、結果はまだ出ていません。

特に、核不拡散の観点からは、この E O I の中で、再処理技術すなわち C F T C の技術の中で、ウランとプルトニウムを一緒に抽出することにより、純粋なプルトニウムが存在しないような形の再処理行程にするといった技術、そういう核不拡散抵抗性を持った技術を提案しています。その他に長期的な観点から保障措置技術を高度化することにつきましては、J A E A と D O E の間で保障措置に関する取り決めが締結されており、その中で研究開発を行っていくこととしています。なお、G N E P につきましては、昨年アメリカの中間選挙で民主党が躍進したこともあり、今後のアメリカでの動向を考えながら、日本としてできることは積極的に協力していくというスタンスで臨んでいるというところでございます。

以上でございます。

(中村課長) 原子力研究開発課長の中村でございます。私の方からは、資料第 3 - 3 号に基づきまして、ご説明をしたいと思います。

私どもの方で行っております核不拡散関係の研究開発の多くにつきましては、独立行政法人の原子力研究開発機構さんの方で行ってございますけれども、それ以外に当課の方で公募事業というのを行ってございまして、この公募事業の中の一つのテーマとして出ております、この表題にあります「強く核拡散抵抗性を有する P u を生成する革新的原子炉技術開発」というものが、一つのトピックになるのではないかとということで、簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、1 ページ目でございます。

これまで、核拡散抵抗性が強いというふうによくお話が出ますけれども、具体的な数量目

標値として、何と何によってどれぐらい強いのかというようなものが、明確にはなかなかわかっていないという状況でございます、これについてさまざまな議論が行われているところでございます。現在、この公募事業の中におきまして、東工大の斎藤先生という方でございますけれども、IAEAの会議等で提案をし、また議論をしているところとして、崩壊熱、あるいは自発核分裂中性子発生率に基づくプルトニウムの品質、この2つの指標でもって核不拡散抵抗性というものの強さを議論してはどうだろうかという提案がなされているところでございます。

すみません。1ページの上の方の右側の表の一番上のところに、プルトニウム240の含有量、これはちょっと誤植がございまして「3%以上」と書いてありますけれども、数字がちょっと逆で「3%未満」ということですので、申し訳ございません。ご訂正をお願いいたします。

このような指標に基づいて、核不拡散を議論するということに関しましては、最後のページ、2ページ目でございますけれども、IAEAでも注目をしてございまして、下の方にございますように何度か会議を開き議論がなされております。下の方の四角にございますように2006年にはPPPのプロジェクトということで、IAEA主催で会議がございましたけれども、今後もまた会議が5ポツ、あるいは6ポツにあるように予定されてございまして、技術的にも標準的な評価の仕方というの、一つのトピックになろうかと思っております。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。それでは続いて経済産業省からは長谷川さんですね、よろしく願いいたします。

(長谷川課長) 経済産業省の安全保障貿易管理課長をしております長谷川でございます。よろしく願いいたします。

本日は、非常に簡単なペーパーを用意しております。既に資料の2で外務省から国際的な不拡散のスキームのお話をご紹介されていると承知しておりますので、お時間の関係もございまして。ぜひ手短かに紹介させていただくことでご了解いただければと思います。

資料の4をごらんいただきたく思います。

国際的な不拡散のレジームを受けまして、日本の国内制度といたしまして、それを実行するための外為法、こちらがございまして。外為法とそれに基づきます輸出貿易管理令、あるいは技術提供につきましては、外国為替令という政令がございまして、これらでそれぞれの規制をすべき対象のアイテムを特記した形にしております。そして、それらについて、輸出

なり外国に対しての技術提供をする場合には、経済産業大臣の事前の許可が必要になる。一言で申し上げますと、このようなスキームを用意しております。

はしょって申し上げますと、この1ページ目の(1)にございますリスト規制というものがございます。特にこちらは核関連の議論の場であるというふうに承知しておりますので、NSGを中心にしてご理解いただければと思いますけれども、あらかじめNSGで合意されております核関係に直接あるいは間接的に利用され得るアイテム、こちらは国際的に合意されておりますので、それを政令に書き込んだ形で輸出許可が事前に必要な。あるいはそれを製造したり、使用したりする技術の関係でありますと、事前の技術提供のための許可を外為法に基づき、取得することが必要になるということになっております。

もろもろアイテムの中身にはいろいろな性質なものが入っております。例えば核燃料物質、核原料物質でありますとか、あるいは核関係の兵器などの製造に携わることが可能になるような工作機械なども規制対象に入っております。もちろん一定のスペック以上のものというような制限が入っておりますので、こちらの参考の例に示されているような、簡単な漢字4文字だけというものではございません。

また、こういったリスト規制として、一つ一つアイテムが列記されているもの以外に、俗に言うキャッチオール規制というものがございます。キャッチオールは名前のごとでございまして、リストとして示されているものではございませんけれども、場合によって使う人、使う用途によってはこれは事前に許可を得なければいけないということになっております。具体的には、この5年前から施行されております制度でありますけれども、レベルが低いもの、あるいは通常であればあまりリスト規制の対象にすべきとは思われないものでも、特定の懸念の強いもの、懸念の強い国の場合には、転用をする可能性があるからということで、つけ足して規制対象に決めるというものでございます。

こういった緩いけれども規定がございまして、これに基づきまして私ども経済産業省では、事前の許可申請が出てまいりました場合に、その内容に問題があるかないかというのを審査して許可を出しております。もちろんごく一部分では不許可になる、あるいは審査に相当慎重な議論が必要になるというような案件もございます。年間1万件弱の許可申請がございまして、これらにつきまして日々切磋琢磨しております。もちろんその審査の中身といたしまして、許可申請に対して、その貨物やあるいは技術が果たして何に使われるか、あるいは需要者がだれであるか。もちろんその申請書に出されている需要者が真実の需要者であるか、こういったところを見定めながら審査をしていくということになっております。

したがいまして、核開発、核兵器の開発に回していく、あるいは迂回をしていくという懸念があるような需要者であるような場合には、当然のことながら慎重な審査を行っていくという業務を行っております。

また、（４）といたしまして、私ども経済産業省役所当局だけで力んでも仕方ないものですから、輸出者に対しまして、自発的にしっかりと内部のコンプライアンス体制を整えていただくと、こういう求めをしております。これは基本的に行政指導の形になりますけれども、そのほかに一部分の包括的な輸出とかという、ある種の大枠の許可になりますが、こういった許可を利用される方には、社内の事前の輸出管理を前提とする制度こちらを既に導入しております。

ここまでのところで、北朝鮮をめぐるの昨年１１月のお話を一緒にご紹介させていただきたいと思います。

２番の（１）に北朝鮮をめぐる対応というふうにお示ししておりますが、内容につきましてはご案内のとおりだと思います。昨年１１月に北朝鮮の核開発、核実験を受けまして、国際的に輸出規制を行おうではないかという合意がなされました。それを受けまして、先ほどの１ページ目の関係では、リスト規制のうち、核兵器関係に関係し得るものは、すべて日本から北朝鮮向けは輸出許可をしないという運用を決めて、それを公表しております。

また、そのほかキャッチオール規制という先ほど２つ目にご紹介したものがございませけれども、キャッチオール規制関係でも、厳正に、厳密に、そして、かなり慎重な審査を北朝鮮関係では運用をするということにしておりますし、また、北朝鮮に直接向かって行っではなく、例えば東南アジアなど第三国を経由して、北朝鮮に迂回輸出がなされることがないかという角度からも、慎重な目を向けるということをしております。もちろんこれは水際対策として、税関と連携を行った例ということにしております。

最後になりますが、２ページの一番下のところ、国際的協力・連携としております。アジアでは日本１カ国で力んでもなかなか難しいというところがございます。東アジア、東南アジア各国を経由して、また別な国に迂回なり、あるいはそれらの国の中で転用が行われるということがあっては、うまくないというふうに考えておまして、先進各国と連携を行うことあわせまして、アジア諸国に対してこの迂回輸出をストップするということを中心として、まずは輸出管理制度、輸出管理体制をしっかりと整備していただき、あわせてその国内の企業に対しても、輸出管理の意識を調整していくと、こういう活動を１０数年継続して行っております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、質疑に移るんですけども、時間が足りないですね。他方、専門委員の方もせっかく会議に来て一言も発言しないで帰られるのは辛いだろうと思いますので、少し時間を伸ばしたい、15分ぐらいまで延長させていただきたいというのが第一の提案です。よろしゅうございますか。はい、そうしますと、今度は、1人2分ほど発言していただくことでしょうか。大体20分で終わるという計算になりますので、お応えをいただく時間がある程度残ることになります。よろしいですね、それでは、浅田浄江委員から順番にどうぞ、よろしくお願いいたします。

(浅田(浄)委員) ご説明ありがとうございます。JAEAさんの方のことは比較的勉強することが多かったものですから、枠組みとしてわかっていたんですが、経済産業省さんの説明の方で、正直、こういうふうになっているんだなというのを改めて勉強させていただきまして、一方で安心し、なおかつそのことが知られていないということについて、もったいないというか、これがもっと外に出ていっていいのかなというふうに思いました。

一般的に新聞記事では確かに見る項目ではあるんですけども、一般の方たちへの情報提供ということで、もしあればコメントをいただきたいのと、そうでなければ時間の関係もありますので、そこら辺のことを加味していただければというふうに思いました。

(近藤部会長) ありがとうございます。それでは、次、浅田委員。

(浅田(正)委員) パスです。

(近藤部会長) パスですか。

では、伊藤委員。

(伊藤委員) それでは、3点ほどご質問したいと思います。

まず、JAEAさんの方なんですが、この政策評価部会第8回で保障措置は負担になるのか負担ではないのかという議論がやられたのは承知しておりますが、結果的には必ずしもその受ける側の負担軽減にはつながらないという、こういう議論だったと思いますが、きょうのこの中で研究の2ページ目のところで、核不拡散政策ということで、これで保障措置の技術の開発ということで、これは少しでも負担が減らされるような、とにかく監視と封印という技術をしっかりやって、そして、その中でなるべく人為的な関与がないようにしながら管理があれば、しっかり機械の中で見れるというような技術開発というのはあるのかなのか、こういうお話が質問の第1点。

2つ目は、ちょっとさっきの、この前もう済んでしまったお話なのでこれは今日でなくていいのですが、先ほど浅田先生もご質問になっていましたけれども、例の燃料供給保証、これの問題ですけれども、これ冷戦時代に随分いろいろな提案が出されましたが、結局は核保有間のお互いの不信という問題でなかなか実現しなかったということだと思んですが、今回これそろっていろいろな提案が出ているわけですが、いずれにしてもこれを実効性あるものにするための担保ですけれども、まず、こういう供給保証を受ける受けないというのは、一つはエネルギー安全保障の問題で考えるという、それから、もう一つはそうではない、別の目的で自前のリサイクルを持つんだというふうに、これはちょっと論外としまして、エネルギー安全保障という観点でその供給保証を受けようというそこには、確かに自分がこの供給保証を受けながら、核兵器に転用するということについては、これは安保理なんかの制裁というのが、これはあるんだろうと思います。

ところで、例えば、某国がガスの供給を止めてしまうというような事態に対して、これはもともとこの燃料供給保証というのは、商業的以外の目的で供給できなかった場合の担保とこういうことなんです、蛇口を閉めた側に対して何か制裁というのは考える仕組みがあるのかどうか、こういうのがこの2つ目です。

それから、3つ目は、これは今日はお答えいただかなくていいんですが、今の貿易管理の話で、1万件くらい毎年申請が出てくるんですが、この中でひっかかる案件というのは毎年出ているのかどうか、この3点です。

(近藤部会長) では、続いて鈴木さん。

(鈴木委員) 私は、2点です。

1つは、話として外務省の方に説明していただいた二国間協定の日本が結ぶときの条件が、他国よりも厳しいというお話だったんですけれども、それは具体的にどういうことなのかと。それから、今後は二国間協定を日本が結ぶ場合のプロセスですね、だれが、どういう形で提案をして、実際に協定になっていくのか。具体的には、多分今度はそのインドとの原子力協定になると思うんですが、どういうところでその条件を議論するのか。ここは多分違うと思うんですけれども、原子力委員会及びその外務省というようなところで議論されると思うんですが、そのプロセスについてお伺いしたい。

それから、2番目は、その原子力協力全体についての話なんです、平和利用との関係でいくと、いわゆる濃縮、再処理と言われている機微な分野について、統一見解というのがあるんでしょうか。これは多分GNEPとか、それから、今後日本は供給国として持っている

国として、持たない国と協力しなければいけない。例えば、日韓関係ですね。現実には韓国の方からいろいろ言われていたことに対して、日本はどのようなふうに協力をするのか。このときに機微な技術というのは、アメリカでは法律でももちろん規定されていますけれども、IAEAでもスペシャル・フィッショナブル・マテリアルですか、特別な核物質という定義があると思うんですけれども、そういう国際規制に応じて、日本でもきちんとそういう定義がされているのかどうか。

それで、国会答弁で原子力発電から生じたプルトニウムは核兵器には不適であると、適していないという答弁を政府がされているんですけれどもその意味ですね、不適であるということは、一般の人が聞くと使えないというふうに誤解されると思うんですが、そうではなくて、やはり機微な核物質であるということをしちっと言っていたらいいというの、私の質問であります。そういうような、要するに機微な物質や技術についての明確な条件というか、定義をしていただきたい。

(近藤部会長) 田中委員。

(田中(俊)委員) きょう初めての会合で勉強するという方が多かったので、外務省、経済産業省のお話は大変参考になりました。それで、IAEAの資料で、一つだけ気になったのはベストプラクティスとしての日本の核不拡散対応というのがあって、これが日本型モデルとして世界に普及するというのですが、中身を見ると、例えば、その一つに核燃料サイクルの明確な必要性が入っていますが、核燃料サイクルが必要かどうかは、実際に国によって全く違ってくると思うんですね。その辺をもう少しきめ細かく分類した上で、どういうのが最も現実的なのか、効果的なのかということをしちっと検討していただきたいということでありませう。

(近藤部会長) ありがとうございます。

田中委員。

(田中(亨)委員) 私も時間がないので2点だけ。

1つは、先ほどの核不拡散科学技術センターで、東京大学の大学院と提携して人材育成をしているというお話がありましたけれども、私は東大の原子力にいた者として、その後原子力というのがなくなってしまったということがあったんですけれども、こういう形でまた復活しているというのは非常に心強いなと思ったんですけれども、他大学との連携というものを考えておられるのかどうかということが1つです。

また、もう一つは、全然違いますけれどもさっき出ていたキャッチオール規制ということ

に対することなんですけれども、これは多分、民間にいた者として、多分びっくりするぐらい全然関係ない技術のものまで関係してくるということなんだと思うんですけれども、もう非常に膨大な範囲になって、特に最近のIT関連だとか、さらにソフトまで含めたらささまじい話になるので、一体こういうことは本当に規制するというのは可能なかどうか、どういうスタイルで規制されているのかというこの2点だけでございます。

ありがとうございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、次に広瀬委員。

(広瀬委員) 簡単に一言だけお伺いしたいんですが、きょうのお話は主にやはり不拡散に関するものが多かったと思います。それに対して核軍縮についてというと、ここの核廃絶決議案を出しているということ以外には余りなかったのではないのでしょうか。核軍縮に関して日本がどういう取り組みをしているかということをもう少しお伺いしたいのと、余りしていないのであるならば、それを今後やはりする必要があるのではないかということだけです。

(近藤部会長) ありがとうございます。

では、松田委員。

(松田委員) 最初の委員会なので、ポイントがずれているかもしれないんですが、私は国際標準を考えるとという考え方に対して非常に興味を持ちました。この国際標準を考えて、日本がリーダーシップをとることを他国に対して示していくという考え方は、とてもいいと思います。次に、政策大綱の評価と関連すると思うのですが、国の各省のホームページは国民にとってまだ使いにくいです。原子力大綱に基づく政策が各省でどのように分かりやすく伝えられているかも注目してきたいと思います。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。

何でも、外務省のホームページが世界各国の外務省のホームページで一番すばらしいかどうか。ぜひ外務省をまねしましょう。(笑)

次、秋山さん。

(秋山主任研究員) ありがとうございます。

細かい点ですが4点手短に。一つは言葉づかいなんですけれども、ナレッジマネジメントを、知識の管理というふうに使われておりますけれども、ちょっとそうすると非常に知識を

狭いところに閉じ込めるのかとか、あるいはどういうことなのか少しわかりにくいような印象を受けました。

2番目ですけれども、広瀬先生の点と関連しておりますけれども、そのNPTというか軍縮、NPTの中で軍縮というのが不拡散、あるいは原子力の平和利用を推進する上で非常に重要な列記であるという認識のもとで、例えばインド、パキスタン、イスラエルという国に対して、NPTに入れというふうに働きかける以外に、実質的に、軍縮を促進させられる不拡散を担保させるような措置というような働きかけは、具体的にどのようなことをうたっているかというのが、重要なのではないかというふうに思います。

それから、経産省のところなんですけれども、エンドユーザー・ベリフィケーションですね。これが実はどの程度やるのが可能なのかということでございます。特に北朝鮮に対する迂回輸出等々がありますけれども、実際には、迂回輸出されないでそこに本当にエンドユーザーとして決定されるのかということ、これは輸出管理、最近話題になっていることは承知しておりますけれども、その点でございます。

それから、最後、非常に全体的な話でございますけれども、プログラムしたいというものが存在しますというようなご議論があったと思うんですけれども、実際政策評価をする場合、では、そのパフォーマンスはどうかということのところだと思うんですが、実際そのプログラムのパフォーマンスがどの程度できているのかということについて、どういうふうにこれからやっていかれるのかということ、全体としては教えていただきたいと思います。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、内藤委員。

(内藤専務理事) 非常に限られた時間の中で大変貴重なご説明があったかと思っております。

それで、私の方としては、ごくマイナーなコメント、あるいはリクエストになりますが、JAEAの核不拡散科学技術センター、これは非常に大きな仕事をしようということでやっておられると思いますが、その中で4ポツのところ、言葉でのご説明はなかったんですが、4ページの国際機関等における重要ポスト、IAEAの重要ポストの確保ということが書いてありまして、確かに政策決定に関与するようなポストに日本からの人材が行くということは重要なことと思うんですが、なかなか言うは易く、実践することは難しいところがありまして、その関係でいくと右の横の絵で、JAEAからローテーション人事ということで、外務省を入れてグルグル回っているわけですね。

ところが、IAEAは行って帰ってきておしまい絵となっていて、これはぜひグルグル

回して頂きたいと思います。言いたいことは要するに私自身もそうだったんですが、P4レベルで行きまして、いろいろな幅広い人脈をつくるといいますか、自分の存在をアピールできたわけです。2回目は、その2つ上のレベルの部長で行ったわけで、そういう意味では低いレベルで1度行って、それから、またハイレベルで行くということが非常に重要だと思いますので、マイナーなコメントですが、それをねらっていただいた方がいいかと思います。

それから、同じJAEAの不拡散センターのところで、7ページでインターネットウェブページの活用ということで情報発信、いろいろな政策研究、あるいは情勢分析の結果をホームページに出されるということは、非常に重要なことだし、またこの分野に関している人たちがそれを利用でき、有益だと思うんですけども、国問研も同様に最近の時事情報といえますか、核不拡散関連の報道情報の発信をメールで出されているんですが、残念ながらスナップショットといえますか、特定の問題についてある時点でこういうことがありましたということであって、その問題を統括して、今はどうなっているかというそういう評価がなされていないんですね。これは非難しているわけではないので、それはそれで大変重要だと思いますが、ぜひ、今、欠けている点を核不拡散センターでやっていただいて、JAEAのホームページを見ると、イラン問題の経緯と今どうなっているかというのがわかると、まとまっているのがわかると、あるいは北朝鮮がどうなっているかということがわかるというような資料をつくっていただいて、発信していただくと非常にありがたいなと思いました。

もう一つ、それは、GNEPとの関連なんですけど、さっき5ページで真ん中に我が国の核燃料サイクル施設の保障措置概念の共同構築というのがございまして、これの関連で9ページですか、EOIというのがございまして、JAEAと産業界の連名で東海とか六ヶ所の経験をもとに技術発展をしたいということなんですけど、ぜひ核物質管理センターもここにノウハウを持っておりますので、ぜひ参加したいと思っておりますので、そういうチャンネルをつくっていただけたらと思っております。

それから、最後に先ほど秋山委員もおっしゃっていましたが、輸出管理につきまして、例の迂回輸出をチェックするために、例えばNSGでは受領国が再移転をする際には同様の保証を得なければいけないということがあるわけですけども、日本からリスト管理、あるいはキャッチオール管理の場合の受領者からさらにどこかに行くというときのチェックというのは、何か仕組みとしてあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

以上でございます。

(近藤部会長) それでは、お答えをいただく時間が少しあるかなと思いますが、その前に一つ

だけ私から。これは前回も申し上げたのですが、核軍縮の問題ですね。きょうも核軍縮どうするんだというお話がありましたけれども、これは原子力政策というより安全保障、セキュリティにかかわる政策課題という面が強いわけです。一昨年の原子力政策大綱の議論でも、岡本行夫さんが、中国のミサイルが日本をターゲットに、照準を置いているのではないか。そういう状況で、我が国は米国の核の傘のもとにあって安全保障を実現していて、非核三原則を国是としている、この現実を踏まえてもインドに対してNPTに入れと言えるのかという問題提起をされたのです。これにはコメントはなかったと記憶しています。で、私どもの整理としては、国民の願望として核廃絶を目指すことについては志を同じくするものであるし、原子力科学技術の知見や成果を通じてこの目標達成に貢献できることがあるでしょうから、原子力政策の長期課題として掲げるのは適切と。ですけれども短期的な取組については、安全保障政策の観点からお考えいただくことがきわめて大きいので、そこについて原子力政策の一部だといって、原子力委員会が方針を決めたり、その取組を評価するのは、授權されているところを超える。だから、ここではその実質的な取組については、情報共有はするものの、その評価はしないということでもいいのではと思っていますが、いかがかということ。もう一つ、皆さんがNPT体制というとき、これを核軍縮推進体制という意味で言っているのか、核拡散防止体制、より端的には保障措置実施体制という意味でいっておられるのか、核廃絶を究極の目標において、その手段を尽くすことの共同行動の表明がNPTだといわれれば、そのとおりなのですが、短期、中期、長期の取組を整理すると、短期的には保障措置推進体制ではないかと考えるのですが、それはともかく、どこに力点をおいてこの表現をつけているのか、共通の認識を持ったらどうかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。と、申し上げて、さて、残り15分ですので、文部科学省、経産省、外務省からとりあえずいまお答えした方がいとお考えのところを中心に、結構ですから、お応えをいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(水間参事) まず、JAEAでございますけれども、何点かいただきましたすべてについて今全部お答えするわけにいかないと思うんですが、先ほど伊藤委員の方から、査察を具体的に施設者側として負担が軽減になるような技術があるのかというようなことにつきましては、整理をしてご説明を申し上げたいと思っております。

それから、田中委員の方からベストプラクティスは国によって事情が違いうだろうというようなことをご指摘いただきました。それについても十分踏まえてやっていきたいと思っております。

それから、内藤委員の方から、あえてグルグル回るといふことの指摘がありましたけれども、実現できればいいなと思っておりますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

簡単でございますけれども、またまとめてご説明したいと思います。

(近藤部会長) ありがとうございます。

次に、経済産業省からどうぞ。

(長谷川課長) 経済産業省関係でご質問、ご指摘5点いただきましたので、まとめてお話しさせていただきます。

まず、浅田委員からのもっと知らせるといふご指摘です。ごもっとも思いますし、私どもも一生懸命やっているつもりなんです、まだまだ不十分だと思っております。努力したいと思います。

伊藤委員からの、貿易管理に関して引かかる案件があるのかという点につきましては、0. Xパーセントぐらいが年によって高低しますけれども、ひっかかって不許可になっているものがございます。また、そのほかになかなか微妙な案件ですと、不許可になる前に自発的な取り下げというものもございます。量に関しましては、年によって違いがございます。

それから、田中委員からございましたキャッチオール規制について、相当範囲が膨大になるのではないか、規制するのは可能かというご指摘がございました。現実にキャッチオール規制かなり省略してご紹介申し上げましたけれども、このキャッチオールというものは、すべて現実にひっかかってしまうということではございませんで、一定の範囲で懸念ある情報、例えば何に使われるという情報なり、だれだれが使うというようないっかかる情報があった場合というのをトリガーにしております。したがって、これまでのところ、一応曲がりなりにも無駄なくワークはしているのではないかというふうに考えております。

秋山委員からご指摘ございました、迂回されないようにどのようにしているかということでございます。次の内藤委員との重複でもございますけれども、私どもが審査しておりますのは、先ほど1万件というふうにお話し申し上げました。一言口が足りませんで失礼いたしましたけれども、このうち原子力関係が2千数百件／年でございます。そのほかミサイル関係とか、化学関係などもございますので2千数百というのを基礎としていただければと思いますが、そのうちほとんどは汎用品であります。半分以上に当たりますのが工作機械でありまして、またそのほかに測定装置などがありますものですから、ずばり核燃料物質などというのは本当に数えるくらいしかございません。その関係で受領国の再移転の保証が必要になる

というものはごく一部になっておりまして、それ以外のものはご案内のとおり、実際の需要者とされるものから取りつけるなどというような手段になってまいります。

私どもの側では、この核関係で転用され得る可能性のある貨物につきましては、需要者のエンドユーザー誓約書を取りつけて、またその需要者の得体が何物であるか、事業の内容や取引の実態などが、果たして適切なものであるかという角度から事前の審査をさせていただいております。

以上です。

(近藤部会長) 次に外務省。よろしく申し上げます。

(小溝室長) 詳しくは、改めてきちんと具体的に示しますが、1点だけ鈴木委員の最初の質問のところ、二国間協定について、若干言葉が足りなかったかもしれませんが、基本的には日本も国際標準に従ってやるんですけれども、従来のこれは若干他の国のことなんですが、従来の例を見ると、商売を優先して国際標準を割とおろそかにしていったという国もある。そういうところから、産業界の中に余り厳しいことを言うと損をしますよということの言葉も結構聞くもんですから、それに対する私どもの問題意識として、そうではなくて、日本が国際社会の中で唯一の被爆国として、これだけのことを認められているのは日本の信用というものがありますので、先ほど申しました守りと攻めの両方の観点から言うと、まさに日本が国際標準をきちんと守ってやるということを実現して、その上での協力である必要があるという趣旨です。

それから、今問題になっている機微技術の管理についても日本は、他国と協同しながら新しい枠組をつくるために、きちんと汗をかくとそういう中で二国間協定もきちんとやっていきたいと、そういう趣旨でございます。ご質問の内容についてはきちんとお答えしますが、とりあえずこれだけはその場で言うておいた方が、誤解がないと思いますので。

(近藤部会長) ありがとうございます。それでは、お約束の時間が相当過ぎましたので、本件、ここで終わりたいと思います。

今日のやり取りを踏まえまして、次回までに事務局が報告のたたき台を用意いたします。それからでも結構でございますが、できればその前に今日、言わなかったけれどもこういうことについてぜひ議題しておくべきと、あるいはこのことについてはこのように考えているというところがありましたら、事務局に早めにご提示いただければありがたいというふうに思います。

それでは、事務局から次回の予定等について。

(中島補佐) 次回、第12回の政策評価部会につきましては、2月中旬から3月上旬にかけて開催したいと思っております。日程につきましては、追って調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終わらせていただきますが、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

—了—